十一号並びに第十三号において同じ。）を行ったとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合）において、特定契約申込者（太陽光発電設備又は風力発電設備を用いる者に限る。以下このイ及び第十一号から第十三号までにおいて同じ。）は、特定契約電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限る。）、当該抑制により生じた損害（太陽光発電設備に係る損害にあっては、当該抑制を受けた時間が年間三百六十時間を超えない範囲内で行われる抑制により生じた損害に限り、風力発電設備に係る損害にあっては、当該抑制を受けた時間（当該風力発電設備の定格出力に対する出力の抑制の指示を受けた後の出力の割合に、当該抑制を受けた時間を乗じて得た時間を控除した時間とする。）が年間七百二十時間を超えない範囲内で行われる抑制により生じた損害に限る。）の補償を求めないこと（特定契約電気事業者が特定契約申込者に書面等により、回避措置を講じたこと及び回避措置を講じてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

(1)　［略］

(2)　電気の需給の調整を行う蓄電池の充電

(3)　会社間連系線を用いた広域的な周波数調整の要請

ロ～チ　［略］

九～十三　［略］

2～4　［略］

一号並びに第十三号において同じ。）を行ったとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合）において、特定契約申込者（太陽光発電設備又は風力発電設備を用いる者に限る。以下このイ及び第十一号から第十三号までにおいて同じ。）は、特定契約電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限る。）、当該抑制により生じた損害（太陽光発電設備に係る損害にあっては、当該抑制を受けた時間が年間三百六十時間を超えない範囲内で行われる抑制により生じた損害に限り、風力発電設備に係る損害にあっては、当該抑制を受けた時間（当該風力発電設備の定格出力に対する出力の抑制の指示を受けた後の出力の割合に、当該抑制を受けた時間を乗じて得た時間を控除した時間とする。）が年間七百二十時間を超えない範囲内で行われる抑制により生じた損害に限る。）の補償を求めないこと（特定契約電気事業者が特定契約申込者に書面等により、回避措置を講じたこと及び回避措置を講じてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

(1)　［略］［新設］

(2)　会社間連系線を用いた広域的な周波数調整の要請

ロ～チ　［略］

九～十三　［略］

2～4　［略］

附　則

（みなし電気事業者の回避可能費用に関する経過措置）

第十三条　［略］

2　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号。以下この項において「平成二十八年改正省令」という。）の施行の際現に再生可能エネルギー電気が改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この項において「旧法」という。）第四条第一項に規定する特定契約（以下この項において「旧特定契約」という。）に基づき旧法第二条第一項に規定する電気事業者（以下この項において「旧電気事業者」という。）に供給されていた場合、又は平成二十八年改正省令の施行の際現に旧法第三条第二項に規定する認定発電設備が再生可能エネルギー電気の発電を開始していない場合であって旧特定契約の申込みについて旧電気事業者が承諾し、かつ、当該旧特定契約に係る電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下この条において「電事法等改正法」という。）第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第五条第一項に規定する接続の請求について一般送配電事業者、電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者及び特定送配電事業者が承諾しているときにおいて、当該旧電気事業者が当該旧特定契約（改正法附則第三条第一項の規定により法第二条第五項の特定契約とみなされるものに限る。）に基づき調達している再生可能エネルギー電気（令和三年三月三十一日までに調達したものに限り、当該再生可能エネルギー電気が小売供給（電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売供給をいう。）の相手方の電気の需要に応ずるために供給されている場合に限

附　則

（みなし電気事業者の回避可能費用に関する経過措置）

第十三条　［略］

2　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号。以下この項において「平成二十八年改正省令」という。）の施行の際現に再生可能エネルギー電気が改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この項において「旧法」という。）第四条第一項に規定する特定契約（以下この項において「旧特定契約」という。）に基づき旧法第二条第一項に規定する電気事業者（以下この項において「旧電気事業者」という。）に供給されていた場合、又は平成二十八年改正省令の施行の際現に旧法第三条第二項に規定する認定発電設備が再生可能エネルギー電気の発電を開始していない場合であって旧特定契約の申込みについて旧電気事業者が承諾し、かつ、当該旧特定契約に係る電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下この条において「電事法等改正法」という。）第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第五条第一項に規定する接続の請求について一般送配電事業者、電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者及び特定送配電事業者が承諾しているときにおいて、当該旧電気事業者が当該旧特定契約（改正法附則第三条第一項の規定により法第二条第五項の特定契約とみなされるものに限る。）に基づき調達している再生可能エネルギー電気（平成三十三年三月三十一日までに調達したものに限り、当該再生可能エネルギー電気が小売供給（電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売供給をいう。）の相手方の電気の需要に応ずるために供給されている場合